

問X-2-⑤ (委託費等の取扱い)

国や地方公共団体から委託費等の交付を受けて公益に関する事業を行っている公益法人ですが、一般社団・財団法人に移行するためには、公益に関する事業などを記載した公益目的支出計画を作成しなければならないと聞いています。この場合に、財源となっている委託費等の収入は、同計画に記載することとなる公益に関する事業に係る収益となるのでしょうか。

答

- 1 公益目的支出計画の対象となる事業（実施事業）に係る収入の取扱いについては、「実施事業の対価としての収益」や「使途が実施事業に特定された収益」については、当該実施事業に係る収益となります。
- 2 したがって、例えば委託費で行っている事業を実施事業とするのであれば、一般的に、実施事業を行うことへの対価となるものですので、その実施事業に係る収益となります。
- 3 なお、支出額と委託費等による収益額が一致している場合は、支出額が収入額を上回らないため、公益目的財産額が減少しないことがあり得ますので注意が必要です（法人が一部経費を負担（持ち出し）して実施事業を行う場合には、支出が収入を上回るようになるため、公益目的財産額が減少することは当然です。）。

【参照すべきガイドラインの抜粋等】

② 実施事業等に係る収入と支出について（整備法第 119 条第 2 項第 1 号、2 号関係）
（中略）

ii 実施事業収入の額について

整備規則第 17 条第 1 項に規定する「実施事業収入の額」のうち同項第 1 号の「実施事業に係る収益」とは、原則として次のとおりとする。

- 一 実施事業の実施に係る対価としての収益（入場料、手数料等）
- 二 使途が実施事業に特定されている収益
- 三 法人においてルールを設定し、実施事業収入と定めた収益

なお、使途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業に係る収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業に係る収益としないことができる。

同項第 2 号の「実施事業資産から生じた収益」とは、例えば実施事業資産の売却益などが該当する。

なお、使途が実施事業に特定されている積立金（基金）の運用益について、実施事業の財源を実施事業資産から生じた収益とした場合には公益目的支出計画が終了しないと予想される場合には、実施事業資産から生じた収益としないことができる。